

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500670号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500240号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年8月10日

A事業所から平成24年8月10日に夏期賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された平成24年夏の賞与明細一覧表から、同年8月10日に請求者に賞与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記の賞与明細一覧表からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていなかったことが確認できる上、事業主も、請求期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除していなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500547号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500241号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月

A社に平成20年8月頃から勤務し、同年12月16日に厚生年金保険に加入した時に「入社祝い金」及び「特別賞与」の名目で現金が支給された。これらの支給金の明細書はないが、それぞれの支給金から厚生年金保険料が控除されていたので、これらの支給金を標準賞与の記録として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の回答により、A社では「入社祝い金」を支給する取扱いをしていたことはいかかえもの、上記同僚のうちの3名は、「入社祝い金」から厚生年金保険料を控除されていなかったと回答している。

また、オンライン記録からA社の賞与支給日が平成20年12月10日であったことが確認できるものの、当時の取締役は、賞与支給日後に厚生年金保険に加入した従業員に「特別賞与」の名目で年3回の賞与支給日(4月10日、8月10日、12月10日)以外の日に支給することはなかったと思う旨回答している上、平成20年9月以降に厚生年金保険に加入した者に「特別賞与」について照会したところ、回答があった全ての者は、「特別賞与」については記憶がない旨回答しており、その支給については確認できない。

さらに、平成20年10月16日に厚生年金保険に加入し、オンライン記録で同年12月の賞与の記録がない同僚は、同年12月に賞与の支給を受けたが、最初の賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答している。

加えて、B市から提出された請求者に係る「課税証明書(平成21年度)」により、平成20年の社会保険料控除額は確認できるものの、その内訳は不明であり、A社の当時の事業主は、会社が倒産し資料がない旨回答をしていることから、請求者が主張している賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、A社が加入していたC厚生年金基金は、請求者の請求期間に係る賞与の記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料および周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。